

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について (訪問看護・介護予防訪問看護)【令和6年(2024年)6月1日改定分】

1 加算・減算

【新設】…算定要件を満たす場合は、届出してください。

【要件変更】…算定要件が変更されていますので、継続して算定する場合は、変更された要件を確認してください。

項 目	添 付 書 類
高齢者虐待防止措置実施の有無 (訪問看護・介護予防訪問看護) 【新設】	なし *基準を満たさない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間は減算となります。 (虐待の防止)【準用】*国の基準(参考) 第三十七条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
緊急時訪問看護加算 (訪問看護・介護予防訪問看護) 【要件変更】	<input type="checkbox"/> 緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙 16)
専門管理加算 (訪問看護・介護予防訪問看護) 【新設】	<input type="checkbox"/> 専門管理加算に係る届出書(別紙 17) <input type="checkbox"/> 専門の研修を修了したことが確認できる文書(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)
遠隔死亡診断補助加算 (訪問看護) 【新設】	<input type="checkbox"/> 遠隔死亡診断補助加算に係る届出書(別紙 18) <input type="checkbox"/> 研修を修了したことが確認できる文書(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)
<input type="checkbox"/> 腔連携強化加算 (訪問看護・介護予防訪問看護) 【新設】	<input type="checkbox"/> 腔連携強化加算に関する届出書(別紙 11) <input type="checkbox"/> 歯科医療機関の歯科衛生士に相談ができる体制の確保がわかる書類(委託契約書・覚書等)

2 算定要件

基 準	解 釈 通 知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年3月1日老企第 36 号) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年3月 17 日老計発 0317001 老振発 0317001 老老発 0317001)

★改定がない加算等に変更がある場合は、従来通りの必要書類を添えて提出してください。